



まぶち 2015夏 ■ すみお ■ NEWS

安保を語る

今回は安保法制に対する私の見解と、この国のあるべき安全保障のあり方についてお話したいと思います。

昨年7月の集団的自衛権行使容認や、国会の安保関連法案の審議をめぐっては、政府の説明は二転三転し、これまで説得力のある説明がなされていません。

その原因は本来明確にすべき「必要性」（安全保障環境の変化など）と「許容性」（合憲性や自衛隊員のリスク増に対する社会の受け止めなど）の議論を、政府が曖昧にしたまま進めようとしていることにあります。

昨年7月の「集団的自衛権行使容認」閣議決定の理論的支柱となった「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）は、14名の委員のうち、1名が改憲派憲法学者で、それ以外はすべて外交・安保の専門家でした。こうした偏ったメンバーで『憲法に合致する』という

結論ありきの「必要性」の議論ばかりが行われ、「許容性」についての議論が不十分でした。

このことが、先月の衆院憲法審査会における安部法案「違憲」発言に繋がったといえるでしょう。

私は、我が国をめぐる安全保障環境の変化すなわち「必要性」の存在自体は否定しませんが、その中身は詳細に分析すべきと考えます。

「必要性」については、(1)中国の台頭などによる東アジアにおける現実的危機への対処と、(2)日米安保条約、すなわち日米同盟の強化と

いう2つの論点があります。本来、この2点は分けて議論し、国民の理解を得る必要があります。

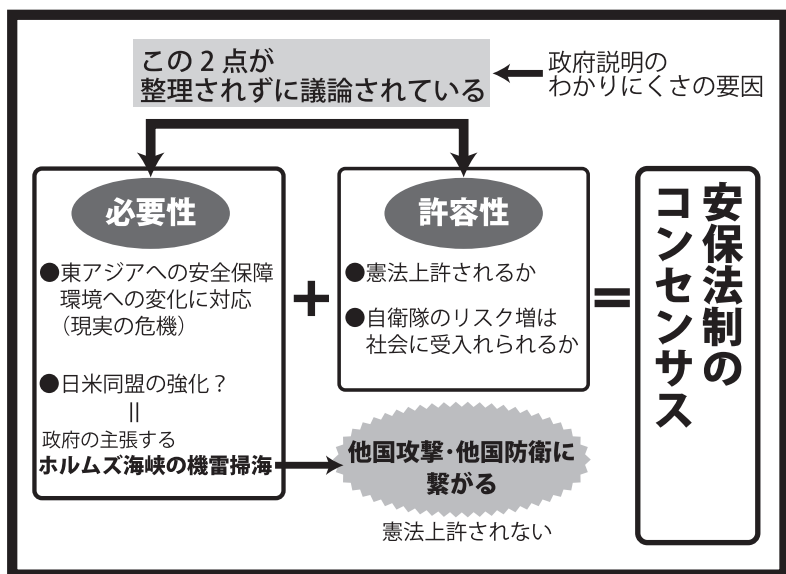
しかし、安倍政権はそれを一体的に捉えて国民に必要性を説明しようとしています。例えば、政府が例に挙げるのはホルムズ海峡の機雷掃海ですが、これは、(1)の現実的危機へ

の対処というよりむしろ、(2)の日米同盟の強化という意味合いのほうが強いです。こうした曖昧さが、武力行使の限界についての議論をわかりにくくしています。

安保法制の コンセンサス

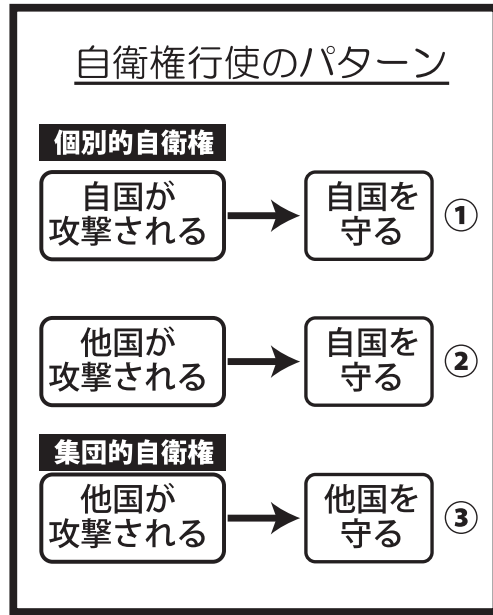
他国攻撃・他国防衛に
繋がる
憲法上許されない

「必要性」と「許容性」の整理



安全保障を こう考える

自国を守る「自衛権」の原則を堅持



自衛権には、自国を
防衛するための個別的
自衛権と、他国を防衛
するための集団的自衛
権があります。個別的
自衛権行使とされるの
は①「自国が攻撃され
た場合に、自国を守る
ために行使」（自国攻
撃・自国防衛）及び、
②「他国が攻撃された

場合に、自国を守るた
めに行使」（他国攻撃・
自国防衛）の場合であ
り、集団的自衛権と解
釈されるのは③「他国
が攻撃された場合に、
他国を守るために行
使」（他国攻撃・他国
防衛）の場合です。国
連憲章ではいずれの行
使も認められています

が、我が国は憲法9条
と整合する自衛権の行
使範囲を独自に定める
必要があります。

①が我が国固有の権
利として認められるの
は国際法上も、最高裁
砂川判決との整合性か
らも明らかです。また、
③については認められ
ません。現行の憲法下
で認められるとする最
高裁判断は存在せず、
また歴代政府が積み重
ねてきた見解との整合
性などから見ても許容
されるものではないか
らです。

このような場合、我
が国に急迫不正の侵害
が生じていると認定し
たうえで、我が国を防
衛するために必要最小
限度の自衛権を行使す
ることを個別的自衛権
として許容します。し
かしあくまで「自国防
衛のための」必要性と
許容性が認められるか
という観点で判断しま
す。歯止めとして東ア
ジア周辺地域などの地
理的概念も必要です。

政府案との違いは、
行使の範囲にあります。
例えばホルムズ海峡で
の機雷掃海はただちに
我が国への攻撃に発展
する事態とは言えず、
地理的に我が国を防衛
するための行為とは言
えないので、容認出来
ません。

また、日米同盟はア
メリカが一方的に日本
を守る義務を負ってお
り偏っているので双務
的なものに変えるべき
という政府の見解は誤
りです。日米安保条約
5条では、武力攻撃へ
の対処は両国それぞれ
の国益に基づく判断に
委ねられていると解釈
されます。さらに同条
約は中国による海洋進
出が進む中、東アジア
周辺地域の軍事バラン
スを保つ効果があり、
アメリカの国益にも資
してきました。



冷静な分析による日米同盟の深化

日米同盟は堅持し連
携は深化させますが、
アメリカが攻撃された
場合、アメリカ防衛の
みを目的とした行動を
自衛隊はとらず、アメ
リカによる他国への先
制攻撃にも加担しませ
ん。

これは近年アメリカ
の中東などにおける軍
事行動を考えても、ア
メリカ防衛を全面的に
認めた場合に我が国の
リスクが増大すること
は避けられず、また、
我が国の専守防衛、平
和主義の考え方とも整
合しないからです。

このように東アジア
周辺地域で日米が相互
に連携し、抑止力を維
持していくという点で
日米の利害は一致して
おり、我が国が中東な
どで共に活動しなけれ
ば関係が直ちに崩れる
というものではありません。
アメリカとは、
外交関係を含めた総合
的な同盟強化に努める
べきです。



憲法と安保、国民の合意形成が必要

憲法は時代に応じて改正すべきと考えますが、我が国が培ってきた平和主義、国際協調主義、専守防衛の理念は最大限尊重しなければなりません。

現在、東アジア周辺地域を離れて武力行使をしなければ我が国の存立が脅かされるといふ状況はなく、憲法9条を改正して集団的自衛権行使を可能にする根拠はありません。また、国民の合意形成のプロセスも必要であり、現時点で前のめりに踏み込むべきではないと考えます。

さらに、憲法は本来

国民の「統合」の仕組みであり、憲法をめぐり国民が「分断」されるような事態は避けるべきです。国民が改憲派、護憲派とイデオロギーで分断されてはなりません。我が国の現状と未来を冷静かつ現実的に捉え、様々な立場や考えを越えたあるべき憲法の姿を検討する必要があります。同時に国家の暴走に歯止めをかけるという立憲主義の徹底を図るべきで、国民の憲法改正権を侵害する解釈による改憲は認められません。



憲法違反の疑い

政府は安保関連法案を、自国防衛にあたりと説明しています。しかしホルムズ海峡での機雷掃海については、自国防衛の要件を満たしているとは言えません。石油タンカー等が通行困難になることが、ただちに我が国に差し迫った国家存亡の危機になることは想定し難いからです。

私はむしろ、これは、③(他国攻撃・他国防衛)そのものであると考えます。政府は限定的な集団的自衛権の行使に過ぎないと説明していますが、その実態は限定なき集団的自衛権の行使につながりかねないものです。

結論ありきの議論

条文では「国家存立の危機」に関する説明が抽象的で、時の政権の裁量により武力行使の適用範囲が無制限に拡大されてしまう可能



政府の

安保法案に反対する理由

性があります。また、世論調査の結果からもリスク等についての国民への説明が十分ではないことが明らかな中で、改正法案として10本の法律を一括して「平和安全法制整備法案」とし、「国際平和支援法案」とまとめて審議し、成立を図るという手続きはあまりにも拙速かつ乱暴です。

また、4月に安倍総理がアメリカ連邦議会で、安保関連法案を夏までに成立させると約束したのは、国会に法案を提出、審議する前のことでした。これは立法機関であり国権の最高機関たる国会を軽視するものです。また、我が国の安全保障に関する重要課題を、他国との「約束」に基づき、結論ありきの国会審議で片付けようとすることは、我が国の民主主義そのものを否定するものでもあります。

このように、内容・手続き面でも問題がある本法案を認めることは出来ません。

安保法制 あるべき姿

政府の改正法案は撤回すべきですが、我が国に対する現実的な脅威には、責任ある対処を行う必要があります。私は、以下のような法整備を図ることで対処すべきだと考えます。



近くは現実的に、遠くは抑制的に

(1) 領域警備法

より優先度の高い、領海や排他的経済水域を脅かす不審船等への備えを領域警備法の制定で図ります。

(2) PKO法

国際平和貢献活動に ついては、イラク難民に行った国際救援活動などの非軍事的な人道支援活動や、選挙監視

(3) 周辺事態法

自衛隊によるアメリカの後方支援を可能にする周辺事態法は武力行使と一体化した際限な

この法案は海上保安庁などの警察機関と自衛隊との連携を法制度化し、自衛隊が領域警備行動などを行うことを可能にするものです。

この法案は海上保安庁などの警察機関と自衛隊との連携を法制度化し、自衛隊が領域警備行動などを行うことを可能にするものです。

この法案は海上保安庁などの警察機関と自衛隊との連携を法制度化し、自衛隊が領域警備行動などを行うことを可能にするものです。

これは、私が国交大臣時代に進めた海上保安庁の権限と任務の見直しと、その後の海上保安庁法改正をさらに発展させたものであり、対案として提出済みです。

これは、私が国交大臣時代に進めた海上保安庁の権限と任務の見直しと、その後の海上保安庁法改正をさらに発展させたものであり、対案として提出済みです。

これは、私が国交大臣時代に進めた海上保安庁の権限と任務の見直しと、その後の海上保安庁法改正をさらに発展させたものであり、対案として提出済みです。

安全保障に関する「基本法」の制定

関連法案の上位法として、安全保障に関する検討体制等の枠組みを定め、切れ目のない安全保障体制を構築するため、武力行使の原則禁止や民主的統制、基本的人権の尊重などの規定を理念に持つ「基本法」を定めます。

(1) 国際平和活動

事実によってリスクや活動内容などが大きく異なり、恒久法での対応では、時の政権により際限なき自衛隊派遣が行われる可能性があります。よってイラク特措法のように個別立法で対処していくべきです。

(2) 武力攻撃事態の対処

自衛権発動の要件や海外での武力行使の制限、厳格な文民統制の確保など武力行使に関する要件を厳格に定め

(3) その他危機への対処

警察機関及び海上保安機関の機能の充実や自衛隊との連携の確保などだけでなく、サイバー攻撃に対しても未然に防止するとともに、配と文民による統制の攻撃が発生した場合に必要措置を国が講ず

(4) 国際協力関係の構築

国際社会における法秩序の維持と形成及び発展、軍備管理と軍縮の推進のために必要な施策を定めます。また、

(5) 自衛隊の位置付け

自衛隊の設置と任務、防衛力の整備と運用を確認し、自衛隊の位置付けを明確にするとともに、自衛隊は法の支

(6) 必要措置を国が講ず

必要措置を国が講ずるものと示します。

このチラシについての詳しい内容は <http://mabuti.net/> に記載しております。ぜひご覧下さい。

衆議院議員

馬淵澄夫

馬淵澄夫

馬淵澄夫

馬淵澄夫

良事務所

まぶちすみお後援会（まぶち会）
奈良県奈良市学園北一十一十森田ビル六階
電話 〇七四二（四〇）五五二二

会事務所

東京都千代田区永田町二二一
衆議院第一議員会館四〇一号室
電話 〇三（三五〇）七三七

号外

民主 PRESS MINSHU

平成9年4月25日 第3種郵便物認可
定価 100円（消費税別） 年間定価 3,000円（送料含む）
東京都千代田区永田町1-11-1
電話 03-3995-9988（代）
民主党広報・宣伝委員会